

## Supplementary Note and Reproduction of

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-12-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Konishi, Yoko, Wakabayashi, Ryoichi, Kuroda, Satoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00053086">https://doi.org/10.24517/00053086</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏兔記』（明和六年一月・二月）

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

小西 洋子

人間社会環境研究科 客員研究員

若林 陵一

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田 智

### 要旨

小松称名寺所蔵『烏兔記』は、小松勝光寺十一代住職周好による、明和六年（一七六九）一年分の日記である。特に「小松寺庵騒動」に関する史料として知られている。既存の翻刻は誤脱もあるため、改めて全文を翻刻し、本稿以降、数回に分けて紹介する。

「小松寺庵騒動」は、「郡中御影」の帰属をめぐって明和七年に真宗東方の能美郡同行が起こした暴動と、それに至る寺庵間ならびに同行の対立を指す。「郡中御影」は、文禄四年（一五九五）に、東本願寺教如が能美郡四日講中に対して授与した顕如上人真影と親鸞上人御影のことである。藩政期には、小松町の本蓮寺・本覚寺・勸帰寺・本光寺・勝光寺・称名寺の御役仲間六ヶ寺が「郡中御影」を一年ごとに持ち回りで保管していた。

能美郡触頭本蓮寺と本願寺の使僧澁法庵は、能美郡の異安心を正すため、「郡中御影」を金沢末寺に移すことを主張した。能美郡の同行はそれに強く反発し、最終的には武装して小松町に押しかけ、本蓮寺などを打ち壊すという大暴動となった。能美郡にとって、「郡中御影」を保有することは本願寺の直末であることを主張する根拠であり、そ

れを取り上げられるのは金沢末寺（金沢御坊）の下に置かれることを意味した。

「小松寺庵騒動」に関しては、当時の風聞を書き綴った『寝覚めの蜚』や、藩に報告された記録などに基づいて作成された『政隣記』・『泰雲公御年譜』といった史料で説明されてきた。『烏兔記』は、六ヶ寺の一である勝光寺住職の日記であり、騒動の当事者の記録であるが、十分に活用されてきたとは言えない。『烏兔記』には、断片的ではあるが、加賀藩政下における真宗寺院の機能、藩触頭と六ヶ寺の関係、講の組織など、様々な情報が含まれている。この翻刻で「小松寺庵騒動」に関する議論が深まることが期待される。

また、『烏兔記』には、周好が日々伝え聞いた話を書き留められている。小松町周辺のみならず、大聖寺・越前の出来事など、その内容は多岐にわたる。翻刻により、多くの研究者の利用に資したい。

キーワード

「小松寺庵騒動」「郡中御影」 能美郡 近世浄土真宗

### 解題 『烏兎記』と「小松寺庵騒動」

小松称名寺<sup>1</sup>所蔵『烏兎記』<sup>2</sup>は、小松勝光寺<sup>3</sup>十一代住職周好による、明和六年（一七六九）一年分の日記である。いわゆる「小松寺庵騒動」に関わる史料として、また近世小松町の様子を伝える史料として知られている。平成五年（一九九三）十一月に小松市の文化財指定を受けた。

本史料は、「乾」「坤」と記された上下二冊からなる横帳（長帳<sup>4</sup>）で、法量は縦十二・九センチ、横三十六・一センチである。「乾」巻は一月一日から七月十九日まで、墨付九十二丁、「坤」巻は七月十九日の続きから十二月晦日まで、墨付八十四丁となっている。ともに後世の修補によつて綴部に紙が足されており、結果、本来の冊子よりも縦長になっている。三十八・三センチ、横二十三・五センチ、高さ九・六センチの木箱におさめられている。箱の蓋表には貼紙があり、「重要品」と記されている。

本史料の翻刻には、川良雄氏が昭和三十五年（一九六〇）から『加南地方史研究』に分割掲載し、その未分を清水藤九郎氏が引き継いで完結させたものがある<sup>5</sup>。それを基に、平成五年（一九九三）に北野勝次編『明和六年烏兎記』<sup>6</sup>が刊行されている。これらは貴重な成果であるが、残念なことに誤脱も少なくない。その後、『新修小松市史』に一部が翻刻された<sup>7</sup>。全文翻刻の必要性を感じ、平成二十九年（二〇一七）四月より金沢大学において月二回程度の研究会を持ち、読解・翻刻作業を行ってきた。先学の成果に導かれつつ、改めて全文を翻刻し、本稿以降、数回に分けて紹介していきたい。

『烏兎記』は、翌年に勃発した「小松寺庵騒動」に至る経過が伺われる史料として注目されてきた。そこで本稿では、従来、「小松寺庵騒動」がどのように説明されてきたかを中心に述べていきたい。なお、本史料に基づく詳細な解説は、全文翻刻後に行うこととする。

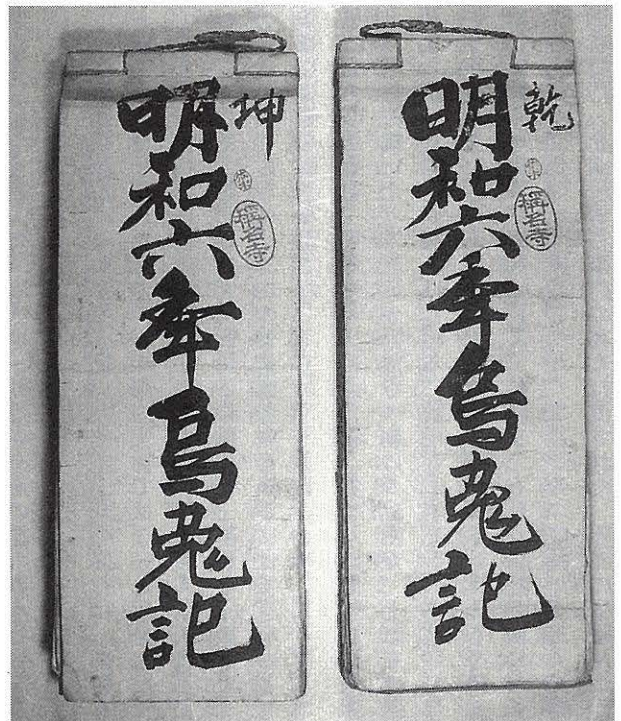


図1 『烏兎記』乾・坤

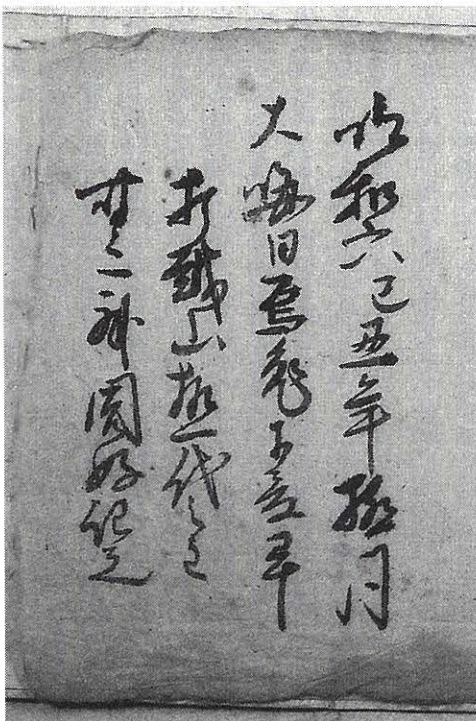


図2 『烏兎記』巻末

「小松寺庵騒動」は、「郡中御影<sup>8</sup>」の帰属をめぐり、真宗東方の能美郡同行が起こした暴動とそれに至る寺庵間ならびに同行の対立を指す。「郡中御影」とは、文祿四年（一五九五）に、東本願寺教如が能美郡四日講中に対して授与した願上人真影と親鸞上人御影のことである。藩政期には、小松町の本蓮寺・本覚寺・勸婦寺・本光寺・勝光寺・称名寺の御役仲間六ヶ寺が「郡中御影」を一年ごとに持ち回りで保管していた。騒動の際の当番は、勸婦寺であった。「小松寺庵騒動」については、日置謙<sup>9</sup>・川良雄<sup>10</sup>・浅香年木<sup>11</sup>・清水郁夫<sup>12</sup>・木越祐馨<sup>13</sup>氏による解説がある<sup>14</sup>。

この騒動の経緯に関しては、主として「加賀藩史料」<sup>15</sup>明和七年二月六日の項に採録された『政隣記』<sup>16</sup>・「泰雲公御年譜」<sup>17</sup>・「寢覚めの蛩」<sup>18</sup>によって説明されてきた。また、近年編纂された『新修小松市史』<sup>19</sup>には、小松町奉行が藩に報告した史料等五点<sup>19</sup>、寺庵騒動後の東本願寺の対応が伺える史料三点<sup>20</sup>が、収録・紹介されている。

特に「寢覚めの蛩」には騒動の濫觴から事件後まで記述されているため、「小松寺庵騒動」は大筋この流れにそって語られることが多い。まずは、「寢覚めの蛩」で事件の概略を確認しておこう。

①小松寺庵騒動の濫觴 騒動の濫觴は、貞享・元禄（一六八四—一七〇四）の頃の任誓<sup>21</sup>の一件である。能美郡二曲村<sup>22</sup>出身の禅門任誓は能美郡の人々に尊信されていたが、諸寺衆僧は任誓の法を邪法として本山へ訴えた。本山での法間で任誓の正しさは認められたが、諸寺衆僧はさらに「寺社所」へ訴えた。任誓は獄死し、任誓派は国禁となった。

②本蓮寺と金沢末寺の謀略 明和（一七六四—一七七二）の頃、小松本蓮寺は、金沢末寺に荷担し、本願寺の御堂衆樹芳庵（樹法庵<sup>23</sup>の誤り、以下同）を賄賂で取り込んで、能美郡の御影（郡中御影）と御書を金沢末寺に移すべきことを本山に上申した。任誓の邪法が今も絶え

ないのは、御影と御書を授与されたことで本願寺直参となった能美郡が、金沢末寺の下知に従わないためだというのが理由である。本蓮寺は、言葉巧みに本山に訴え、その威勢を借りて御影を奪おうと企んだ。風聞によれば、本蓮寺の企ては、能美郡触頭として威を振り、私腹を肥やすためであるという。

③樹芳庵の下向 明和六（五の誤りカ）年、樹芳庵が本山の使僧として加賀国へ下ると、本蓮寺は能美郡三十二ヶ寺を招集した。本蓮寺は、本山の意向として、御影と御書を金沢末寺へ移し、能美郡寺庵を本願寺直参ではなく、金沢末寺触下にすると通知し、各寺に請印を言い渡した。

④各寺の反応 長円寺、称名寺は印を押し、勝光寺は日和見の様子であった。これに対して本覚寺は、御影は祖師より能美郡へ授与されたもので、能美郡の寺庵は金沢末寺の触下ではないと激怒し、本蓮寺を非難して請印を拒んだ。本光寺・勸婦寺やその他の寺々も皆、本覚寺に同心した。

⑤一郡同行の反応 これを伝え聞いた能美一郡の同行は、御影も御書も能美郡に授与されたもので、寺庵の宝物ではないと反発した。明和六年の十一月頃から能美郡内白山幕領の同行等数百人が武装して小松へ押しかけた。彼らは交替で勸婦寺に詰めて、御影を守護した。

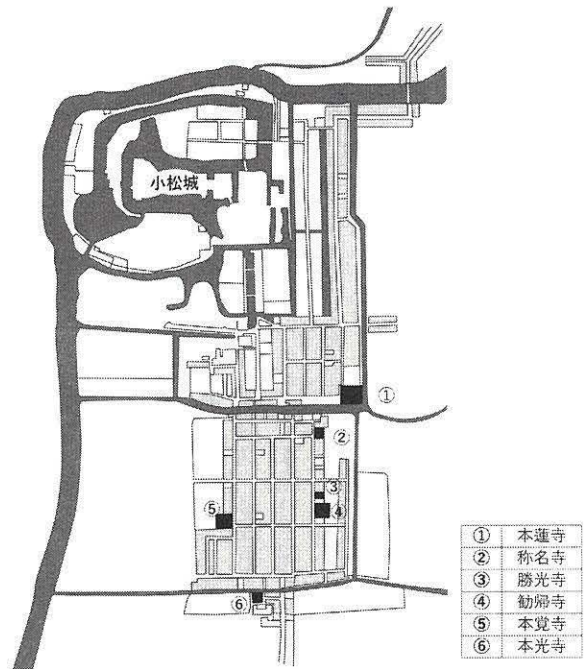
それでも本蓮寺は、本山の使僧樹芳庵を無下にはできないとして、強硬な姿勢を崩さなかった。

⑥二月六日の暴動 明和七年二月六日夜、集まった同行は勸婦寺に入り、早鐘を搦いた。本光寺が勸婦寺へ駆けつけたが、それを本蓮寺と見まちがえた同行が暴れはじめた。勸婦寺・本光寺は本蓮寺に与していなかったため、人々は勸婦寺から退き、勝光寺へ乱入して破却した。次に本蓮寺へ向い、建物・建具、仏壇までも粉々に打ち壊した。長円寺も同様で、仏像まで破壊された。本蓮寺の「取持」であった尾張屋三右衛門・赤瀬屋清右衛門の家も打潰された。寺々の早鐘や十万の人



声が響き渡っていたが、暁方には人影は消え失せていた。  
 ⑦騒動後 破却された寺々は、久しく門戸を閉じ、他の寺庵と確執が残って交わらなかつた。享和の頃、金津永臨寺<sup>23</sup>の仲介で和睦した。

以上が『寢覚めの蛭』による概略であるが、誇張や推測と思われる表現もある。ここでは明和の騒動の濫觴を貞享・元禄の任誓の「異安心」事件に求めており、任誓派を内包して独自の動きを見せる能美郡同行に対し、東本願寺または金沢末寺が統制を強めようとしたことがこの騒動の根底にあると認識されている。そもそも本蓮寺は、加賀藩から東本願寺派能美郡三十二ヶ寺の触頭<sup>24</sup>に任じられていたが、それとは別に、能美郡では御役仲間六ヶ寺が同行の中心として機能してい



〔小松御城中并町図〕（安永～天明頃 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）より作図

図3 小松町における六ヶ寺の位置

た。  
 本願寺教団によって、明和五年に任誓派への教誡と本山への懇志強化のために使僧澹法庵慧皓<sup>25</sup>が派遣されると、触頭本蓮寺と他の五ヶ寺の間に意見の対立が起ころ。能美郡の「郡中御影」が金沢末寺付になるという風聞が立った。「郡中御影」を金沢末寺（金沢御坊・東末寺）に奪われまいとした能美郡同行は、ついに暴動を起こしたのである。  
 また、『泰雲公御年譜』<sup>25</sup>によれば、鎗・長刀・鉄炮で武装する同行に対して、町足軽が出勤し、町の木戸を警固したが、打ち壊されて退散したという。頭取は牛首村孫左衛門<sup>26</sup>で、町奉行自ら出向いたものの、石礫で追い立てられてしまった。小松から金沢への注進の飛脚は「櫛の歯を引が如く」であり、前代未聞の騒動であったのはまちがいない。

さらに、『袖裏雑記』にも次のような記事がある。

〔史料〕『袖裏雑記』二十四<sup>27</sup>

右六ヶ寺、明和七年二月、東本願寺殿方能美郡小松末派寺庵へ、使者并使僧を以、寺法之義被<sub>レ</sub>申渡<sub>一</sub>、且称名寺等五个寺者、明和五年上京之義、從<sub>二</sub>御門主<sub>一</sub>申渡有<sub>レ</sub>之候処、不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>上京<sub>一</sub>候付、咎之趣も有<sub>レ</sub>之、且往古被<sub>二</sub>渡置<sub>一</sub>候宗祖之影像を以、不正法を令<sub>二</sub>密談<sub>一</sub>候義、被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>聞候付、寺法之義申渡、右影像等東末寺被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>、封印を付、改而触頭本蓮寺江可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>預置<sub>一</sub>趣二付、二月七日東末寺へ影像致<sub>二</sub>持参<sub>一</sub>候様、使者方本光寺等へ申渡候処、百姓林之者数多同月五日・六日罷出、勤婦寺・勝光寺・本蓮寺<sup>本ノマ</sup>入込、及<sub>二</sub>騒動<sub>一</sub>候、右以前触頭本蓮寺取捌不<sub>レ</sub>宜趣御座候付、四年以前十二月寺社奉行方遠慮申渡置、外五个寺も閉門等申渡候、最早年月も立申候間、夫々指宥、本蓮寺義触頭指除れ、年頭御目見者被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、寺社奉行直触二仕、能美郡寺庵支配之義者、瑞泉寺兼帯為<sub>レ</sub>仕、称名寺義者指宥候上、押隠居申渡、自今於<sub>二</sub>

何方も一宗之寺役等有<sup>レ</sup>之節、一郡之寺庵出会之砌、不<sup>二</sup>罷出一様申渡、暨右一卷之内、三ツ屋村宝海寺隠居知静義、一生為<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>外出一不<sup>レ</sup>申様申渡、可<sup>レ</sup>然と僉義仕候段、去年十月昏面等指上置候處、未<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰出一候事

騒動後、本蓮寺は寺社奉行より遠慮を命じられ、五ヶ寺は閉門になった。年月を経てそれぞれ許されたが、本蓮寺は触頭を指し除かれ、称名寺は隠居を命じられた。また、能美郡触頭は瑞泉寺が兼帯<sup>28</sup>することになったことなども記されている。

これらが騒動を見聞きして書き記したものであるのに対し、『烏兎記』は、騒動の渦中にいた勝光寺住職周好の手による記録である。騒動の前年までの記録ではあるものの、六ヶ寺の動向や周好の意見をうかがい知ることができる貴重な史料といえよう。

以上、「小松寺庵騒動」を中心に述べてきたが、『烏兎記』の史料価値はそれに止まらない。断片的ではあるが、加賀藩政下における真宗寺院の機能、藩触頭と六ヶ寺の関係、講の組織など、様々な情報を含んでいる。また、周好が日々伝え聞いた話を書き留められている。

それは、小松町周辺のみならず、大聖寺・越前の出来事や、当時の藩主前田重教や時次郎（のちの治脩）の評判、日蓮宗僧と問答した真宗の勧化僧の弁説など、多岐にわたり、興味深い。翻刻により、多くの研究者の利用に資したい。

本稿作成にあたり、称名寺住職佐々木五六氏には実物史料の閲覧・翻刻の許可をいただいた。また、小松市立図書館長山崎みどり氏や小松市史編纂室々員諸氏には、写真帳の閲覧など便宜を図っていただいた。厚く御礼を申し上げたい（文責 小西）。

## 【注】

- 1 現石川県小松市西町。真宗大谷派。
- 2 烏兎とは、中国の伝説「金烏玉兎」から、太陽と月、日月、年月を意味する。
- 3 現小松市東町。真宗大谷派。
- 4 石川県内公共機関では、一般に横帳を長帳と呼ぶため（若林喜三郎「近世古文書探訪のしおり」一九八〇年、北國新聞社）、併記する。
- 5 「加南地方史研究」第六〇二七号、一九六〇～七九年。
- 6 北野勝次編「明和六年 烏兎記」称名寺誌編纂委員会・称名寺、一九九三年。また、同氏の「郡中御影」その経緯と重さ」（加南地方史研究）第四六号、一九九九年）も参照。
- 7 新修小松市史編集委員会編「新修 小松市史」資料編 第2巻「小松町と安宅町」二〇〇〇年。四二五～四二七頁。小西昌志氏による翻刻。
- 8 現在は、勧修寺（小松市東町）に所蔵されている。小松市指定文化財。
- 9 日置謙編「加能郷土辞彙」金沢文化協会、一九四二年、三一七～三一八頁。
- 10 「石川県大百科事典」北國新聞社、一九七五年、二九八頁。
- 11 浅香年木「小松本覚寺史」真宗大谷派本覚寺、一九八二年、二六三～二七六頁。氏の研究に関しては、翻刻後の分析で改めて言及したい。
- 12 「書府太郎」北國新聞社、二〇〇四年、三〇五～三〇六頁、初出は「石川県大百科」北國新聞社、一九九三年。
- 13 新修小松市史編集委員会編「新修 小松市史」「図説こまつの歴史」二〇一〇年、一〇六～一〇七頁。
- 14 近年、小枝俊弘氏が「加南地方史研究」に郡中御影に関する考察を発表されている。それは以下の通りである。「百姓の持ちたる国の講及び道場等を引継ぐ郡中御影の自治の精神」第五九号、二〇一二年、「百姓の持ちたる国の郡中御影通史に於ける古文書「能美郡御影書上写」の意義」第六一号、二〇一四年、「百姓の持ちたる国の「戦国期本願寺教

- 団の直参制と新訳・直参道場」について(一〇三三)、第六二一〜六四号、二〇一五〜二〇一七年。
- 15 前田家編輯部『加賀藩史料』第八編、一九二九年、六〇三〜六二二頁。  
加賀藩士津田政隣(一七五五〜一八一四年)による記録。
- 16 泰雲公は、加賀藩主前田重教(一七四一〜一七八六)のこと。
- 17 小松の人二口某(夏炬庵来首)による宝曆から文化の地誌。
- 18 前掲註7、二二一〜二二四、執筆担当は石田文一氏。
- 19 『新修小松市史』資料編第9巻「寺社」二〇一〇年、八九〜九〇頁。執筆担当は木越祐啓氏。
- 20 任督(一六五七?〜一七二四)に関しては、面甚左工門「異安心任督の業績」『加南地方史研究』第十号、一九六六年、鳥越村史編纂委員会編「石川県鳥越村史」、一九七二年、三六一〜三七七頁、中川一富士「加賀の徳僧任督」石川県石川郡鳥越村役場、一九七二年、などを参照。
- 21 現白山市出合町。
- 22 永臨寺(現福井県あわら市春宮)は勸修寺末。享和頃の住職は深助。
- 23 藩触頭は、藩の命令を触下寺院に伝えるものであり、宗門内での本末関係とは別である。
- 24 前掲註15所収。
- 25 牛首村孫左衛門は、安永四年(一七七五)「白山麓十八ヶ村村役人名前判鑑帳」(山岸家文書二四九八号)によれば、牛首村の庄屋。
- 26 奥村尚寛(一七五七〜一八〇三)による記録。金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵(奥村文庫)。翻刻は小西による。
- 27 現金沢市白菊町。金沢・石川郡・河北郡と能登国羽咋郡押水分の一三九ヶ寺を触下に置いていた。

## 【凡例】

- ① 字体は、新字体を用い、常用漢字を使用する。異体字・略字・古字・俗字は、基本的に使用しない。変体がなはひらがなに改める。
- ② 句読点は全て「、」及び「・」に統一し、適宜施す。
- ③ 繰り返し符号(踊り字)は、一の字点(片かな「、」、ひらがな「、」、くの字点(く)を用いる。
- ④ 原本に抹消がある箇所は削除する。見せ消ちは該当個所の左傍に「~~~~」を付す。
- ⑤ 原本に虫食い・破損があり、判読できない箇所は、その判読できない字数が判明する場合は、「□」で表示するが、まとまった欠損でその間に日や項目をまたぐと推定されるものについては、煩雑さを避けるため(前欠)(後欠)(欠損)で示す。
- ⑥ 表紙・付箋・貼紙の内容は、それぞれ「」で記述し、その旨を(表紙)のように傍註する。
- ⑦ 闕字・平出・台頭は省略する。
- ⑧ 原本に脱字のある場合は、該当箇所の右傍に(脱)・(脱カ)と註する。
- ⑨ 誤字・宛字と推定されるものは、該当箇所の右傍に( )・(カ)と註する。

## 【翻刻】

「乾」<sup>及巻</sup> 「佐々木」<sup>⑧</sup> 「称名寺」<sup>⑧</sup>  
明和六年鳥兔記 「」

「称名寺」<sup>⑧</sup> 日記

正月朔日

一、御堂蒼天、行事相濟、如恒例規式事終り、雑煮、但シ姥ハ脊中脹病候故、礼ニ不出、

一、昼四半頃より余程雪降ハ、□□□□□□□□□□

(後欠)  
 (二日) (欠損)  
 (三日カ)

(前欠) 鹿酒壹獻、規式相濟後上候、其砌御真影へ御年頭參詣可仕よし、御約速申上候、

但シ陸成公装束直縮紋白、

四日

一、五ツ半頃、隣院殿御同伴申、当役称名寺殿へ御真影御年頭參詣仕、乍序当役へ年賀申候、御真影御年頭參詣之装束ハ、直縮紋白着用致し候、白衣ハ外之目ニ立申候間、先此度ハ差扣可申由、陸成公へ及御示談相止メ申、色服ニ而參詣仕候、

一、九ツ前御隣へ年賀ニ參上仕、種々御饗応、余程御咄申罷在候、則直縮紋白着用仕候、

(後欠)  
 (五日) (欠損)  
 (六日カ)

(前欠) 差而別条なし、気色ハ快晴ニて、実春之気色与茂寛申候、

七日

一、人日、如恒例規式相濟、夜之内方余程風有之、朝方雨降、程なく雨ハ晴候、

一、九時少前、陸成公御集来ニ御出之由ニて、御誘ヒ被下、其砌白梅壹枝御持參、則弊申請候、暫御咄有之、少々弊障入有之候故、先へ御出被下候よし申上、則先へ御越被成候、

一、当役称名寺殿へ御集来有之御銘々、本蓮寺殿・本光寺殿・勸帰寺殿・弊・本覚寺殿ハ病氣御断、則使僧參候、御集来之一段ハ、先達

而弊も相加り、陸成公・赤井殿御示、<sup>御申上</sup>調置候御真影之義ニ付、年中定書之草案相しらへ、<sup>御置</sup>□□□□□□□□□□<sup>ニて御掃</sup>り其□□□□□□<sup>赤井殿</sup>□□□□□□□□□□<sup>人座敷ニて、</sup>余程咄申、暮合ニ帰寺仕候、弊ハ以之外酔候故、暮六半頃方寝所ニ付申候、

一、右之御定書御示談之上、本蓮寺殿加筆有之、重而草案を書替へ、御役仲間之分ハ一辺相廻シ、其上陸成公ニおゐて清書可有之候ニ決談、

八日

一、昼之内ハ別条なし、夜は於拙寺御講有之、正蓮寺村方年頭參詣之次手ニ、拙寺へ相見へ、則前ハ不正義信仰之者ニて、去々年御使僧澍法庵御差下シ砌方、不正義を改メ御正統ニ廻入仕、今ハ難有キ身と成申由、御講中互ニ御相統申悦び、扱々賑ケ成初講ニて御座候、其外別条無之、右之趣互御相統申、夜半頃まで皆々罷在候、

九日

一、気色ハ余り不宜、雪ハちら／＼と降申候、敢て替義無之、□ツ時過安□□□□□□□□□□

(後欠)  
 (十日カ)  
 (前欠) 直候、

一、越前鴻ノ尾と申浦方米津出候故、三軒こほち申候、鴻ノ尾ハ府中の方六里程西ノ方、海辺ニて御座候、就夫金津旁も不煤払不餅挽、越前一ヶ国者其騒キ故歟、一向ニ質取不申候故、軽キ者共以之外難儀仕候由、且越前之内私領ニ而候哉、公領ニ而候哉、百軒斗之在所、去暮八拾軒ばかり売家ニ成、或ハ乞食、或ハ他国等仕由ニ而、越前ハ以之外大騒キ成よし、山代屋善兵衛咄申候、

一、朝ハ暫ク気色宜布候得共、五ツ時より余程雪吹、又雨も降候得共、七ツ頃より晴候、左れ共、風ハ止ミ不申、風は夜に入候までも有之候、



一、本折淨誓寺門徒木屋甚兵衛娘、新大工町大工清次郎方ニ懸人ニ成居申候者、病死致し候ニ付、翌朝七ツニ葬式仕度よし、則淨誓寺方方手紙を以申遣候ニ付、知照当番、則其を申付候、

十一日

一、大領屋喜兵衛質物之由にて、太子・七高僧兩幅見七候、御表ハ常如様ニ而、則御朱印薄く相見申候、出所を□候得ハ、加州江沼郡横北郷庄村因乘寺常住様与御座候、則施主兩人之法名有之候、質物故其実不を見呉候様ニ与て見セ申候故、苦しカル間敷キよし申入候、則埴田屋長兵衛者、金沢・大聖持之門徒中江年頭状書ニ參候故、其砌一座仕罷在候、

一、当寺門徒かしはたかき屋権兵衛仁兵衛与申者、剃髮を自身ニ致し、法名を呉候様申来候処、妙永寺容子相尋候処、不如意故、佗鉢(托鉢)ニ而も致度よし申候、左候得ハ、町内ニおゐて構無之旨、一門之請合無之おゐてハ、一向ニ難成由申候得ハ、立歸り、則彼レカ一門山上屋五郎兵衛与申者連レ又罷越、弥法体之義相願ひ候ニ付、一門之請合状無之候ニ而ハ難成間、誂へ參可申由申聞、明後日罷出候様ニ申付、歸し申候、

一、今日仏前御鏡、町分大体配り申、少々相残り候故、重而可配よし、仁助ニ申付候、

十二日

一、今朝弓波村清右衛門方江法事有之、罷越候、  
一、弓波へ罷越候途中ニ而承候得者、昨日小松町中初登り之絹馬ニ附越候処、大領村之旁之橋にて沓駄橋より馬共二川江落候故、下直ニ積候而も凡拾七八貫目斗ノ損成様子ニ取沙汰仕候、扱々惜布事共ニ而御座候、  
一、気色ハ以之外之快晴ニ而、夜も宣布、春宵一刻価千金と申も、今此時今物と覺申候、

十三日

一、弓波方罷歸申候、気色大体ニ而御座候、  
一、隣御後室・奥方兩人年賀ニ御出ニ而御座候、其砌承候得ハ、右大領之橋にて落候絹、寺町真行寺堂内ニ掛ケ干候よし、御兩人御咄ニて御座候、

一、暮六前陸成公御出ニ而、当町御肝煎講中之中、彼方へ參申候ハ、当年三月廿五日当郡御講之砌者、格別ニ御使僧御差下シ被下候様ニ申候ニ付、其趣拙方へ御示談之由にて、御出可然之由御相談申候、尚又是ハ当郡之義ニ付、格別ニ入情仕候間、先ハ申分通も可然と申候得ハ、府合之御様子ニ而、早速御歸寺被成候、

一、当寺門徒大聖持ニ而取手文左衛門と申者有之候、此人去秋足輕ニ被仰付、改名仕、市村文右衛門と申由、今朝弓波清右衛門方ニ而承申候、

十四日

(前欠) 講□ □ 則切髮□ □ 道心之境界与相成□候、就夫世間佗鉢之砌も柔和ニ心を持ち、是非ニ情他可施者与不思、頭陀乞食之施物を忍辱柔和ニ可受よし、且又何なる在所へ行候共、法義講座ニ座上を致シ、乱リカハ布法義を贊嘆致事、堅ク可為無用由、急度申聞七候得ハ、委曲承知之様子ニ而、悦ひ罷歸候、

但シ、右淨入一門山上屋五郎兵衛請合証文状取、小筭司へ入置候、  
一、暮六頃赤井殿御出ニ而、暫御咄後ニ、内陣繼目一卷惣体入用何程斗ニ候哉之趣御尋、則拙繼目之砌之帳面御借申上候得ハ、頓而被成歸寺候、

十五日

一、中元、小豆粥を食シ候事、如恒例、  
一、山代屋善兵衛金沢へ御鏡配り、年頭兼而遣申候、□ 年賀之返札ニ今□ □ 參候、  
(後欠)

(十六日カ)

(前欠) 八匁八分□八ツ有□□ □右之錢、北野屋方去暮參貫文借用仕候錢返済致シ、残り八貫文与小玉銀与、則北野屋伊兵衛へ預置申候、能美屋弥右衛門も同席罷在候、

一、朝、雨降候而、暮方まで晴不申候、

十七日

一、降雨者夜を通し不降止、且又風も四頃方有之、雨風類二而御座候、隣院殿家来之内、新八と申候、越前へ飛脚二被遣候跡二而、旁輩之幸八と申者、新八か衣裳を盜賊シ、連台寺屋半兵衛を頼ミ質物ニ致し、価ひを取り行方不知、欠落致し候由承候、手前之失物も若く彼者之取次質物ニ哉致し候やらんと、無心元覚申候、浅間布世の有様也、

一、浄誓寺門徒下ノ江村七郎右衛門母病死二付、及内案、則手紙遣申候間、明四時葬式相勤度旨故、相勤候様ニ知照ニ申付候、

一、隣院殿御一門越前西光寺門徒米あき(不届)之去者、少々所持之金子有之候処、其子斧二而弑其親候而、西光寺へ者頓死之案内致し候、依而則西光寺方葬式相勤申候跡二、子弑其親候事愈相知れ、其人者公儀江被取申候、就是噓頓死之案内仕候共、死骸を相改不申葬式相濟候得ハ、若くしほり之来候はんと案し被居候よし之事、古然公御咄二而候、

十八日

一、一筆にて啓達候、先以御門跡様御機嫌能被成御座候、然者今般御本山表之義二付、其辺御門末一統へ被仰聞置候趣有之二付、委曲御使僧濁法庵へ被仰含候、御指向之事二候間、各夫々江来集候而、心得違無之様ニ承知可被有之候、右為可申達如此二候、恐々謹言、

十二月廿一日

若林藏人

直政印

石井隼人

政忠印

飯田大膳

辰好印

下間治部卿法眼

頼静印

加賀国

院家衆御中

御一家衆御中

飛檐衆中

惣坊主衆中

惣御門徒衆中

一、当役添状之覚

京都御家老衆方御紙面到来二付、相廻候条、御披見可被成候、

以上、

当役

称名寺印

助役

勸婦寺印

丑正月十八日

本蓮寺様

本光寺様

本覚寺様

勝光寺様

尚以落着方御返可被成候、以上、

右之御紙面、暮六前寺町本覚寺方到来、則称名寺へ相返シ申候、

十九日

一、鶴来へ御鏡配り并新門徒出来仕候二付、祝儀相兼伝右衛門遣申候、一、気色は宜布、夜も静に風者少々御座候、

廿日

一、昼夜共に別条なし、気色は宣布候、

廿一日

一、昼七ツ半頃方、安藤喜樂・久津屋次郎三郎・亀屋吉兵衛三人咄ニ参り候内、久津屋正敬咄申候者、浄花院殿御代ニ於京都季吟と申連歌師之名人有ルを、浄花院殿自江戸被召候而、百人一首之講尺を被為聞候、然ル処ニ霜月十五日方江戸ハ毎日〱大地震ニ而不止、仍而被仰出候者、歌を以雨乞を致シ雨を降し候ためしも有之候得者、此不止地震ニも、何ぞ発句なりとも狂歌なり共、歌有之者、可差上由、右季吟ニ被仰付候へハ、暫ク頭を傾ケテ一首狂歌したりけり、其狂歌に、

惠方より よき年男 地震来て 万歳楽と いほふ世なをし  
と狂歌仕上候得ハ、地震ハそれより止申候、是ぞ寄快之事成よし、  
正敬咄申候、

廿二日

一、御実弟越中古国府勝光寺御事、今般御帰俗之儀、公辺御願之通被仰出候に付、近々金谷御居所江御引移之筈ニ候、追而御弘メ可有之候得共、先為承知諸頭へ被申談、組等之面々も致承知候様ニ有之可然候、御引移之節、途中に而御出合申候者、踞踞等之儀、喜六郎殿御在世之節之通、相心得可申候事、  
右之趣夫々可被申談候事、

正月十六日

長九郎左衛門

御横目中

別紙御横目所へ相渡候、写巻通相廻候条、被得其意、披見以後遂封印、先々早速相廻、落着方可被相返候、以上、

正月廿日

永原求馬

本蓮寺

別紙之通、寺社御用番永原求馬殿方申来候条、被得其意、組合之寺庵江も夫々可有伝違候、尤今明日中ニ被相廻、落着方可被相返候、

以上、

正月廿二日

本蓮寺印

本覚寺  
歎婦寺  
本光寺  
勝光寺  
松岡寺  
来生寺  
称仏寺  
静照寺

尚々、夫々不相洩様ニ可有伝違候、以上、

右之先々物、九ツ前本光寺方到来、早速本蓮寺へ返候、

一、七ツ半頃、当寺之門徒板尾村伝右衛門、連レ忝人共ニ兩人参候而、無利ニ止呉候様ニ申候得とも、はねた屋長兵衛参合候故申候者、一向ニ不見知候故、止申義難成よし申聞候得共、不聞入ねたり居申候、忝人ハ承候へハ同村仁兵衛与申者之倅成よし、且又寺請呉候様ニ申候得共、是共ニ出候事難成よし申候、其兩人之者共、妙永寺・伝右衛門忝人共ニ能存居申候、依之右兩人を相尋承候得共、忝人共ニ留主故、無証帰申候、

廿三日

一、昨日七ツ前方雨降出、夜を通し今日も一日降止不申候、

一、越前米秋親弑し之事、庵々前ニ記置申候、併隣奥方今宵御咄シ之趣ハ、其子無法者ニ而、親之手前ニ少々金子も有之候哉之趣ニ而、

なたニて親之天窓を割候処、四ツ成申候、弑候後相改候得共、金子者無之候、其様子公辺へ及注進候、其跡之趣ハ養子成リト断ニ而候、且又葬式之節ハ公辺方檢使を受候よし、御咄ニ而御座候、尤前ニ記置候趣与前後可相当事、

廿四日

一、当寺門徒江沼郡栢野村庄兵衛方へ、法事有之候而罷越申候、雨者昨夜方降続、別而今朝ハ風も有之、以之外荒候得共、早速二晴申候、

一、当寺門徒同郡嶋村徳右衛門与申者、今年八十八才、又同郡滝村茂兵衛与申者ハ、今年九拾三才ニ而御座候、是迄大聖持御領ニハ、御扶持与申事ハ、一向無之候得共、当年初而郡中八拾八才以上之者ニ者、御養育米与して米芫石・錢老貫文被下候由、申能登屋伊右衛門咄申候、

一、栢野村江參承候得ハ、則同郡風谷村ニ而女式人、則今年方御養育米右之通被下候よし、庄右衛門咄申候、何茂正月廿日之事ニ而御座候、

一、昨夜本折能美屋左兵衛方ニ而承候得者、小松町中ニ御扶持可被下男女四拾人書上候よし承候、

一、当廿七日通夜御參勤、直ニ御示談申度品御座候間、其御心得ニ而御入来可被下候、無抛急々御示談之筋故、御紙面得御意候、無間違御出席待入申候、以上、

丑正月廿四日

当役

称名寺印

助役

本蓮寺様

本光寺様

本覚寺様

勝光寺様

廿五日

一、今日栢野村方帰寺致し候、気色ハ曇居申候得とも、一向ニ降不申候、

一、大坂天王寺ニおゐて、来月廿二日を満座ニ而、聖徳太子千百五拾年忌執行有之候よし、能登屋伊右衛門咄申候、且又江沼郡日末村聖

徳寺ニ茂、来月十八日方右之法事執行仕候由、風聞有之候、

廿六日

一、早朝方風有之、一天曇、于春不似合気色ニ而御座候、

一、夜五半頃、鍛冶町ニおゐて、当寺門徒今江屋又助与申者之旁ニ越前屋之某与申者之方方出火致し候、

(後欠)

(廿七日カ)

(前欠) 本蓮寺殿出席無之候故、重而又々来集可致よしニ而、相止ミ申候、就夫来月三日勸帰寺殿ニおゐて、右一段惣□て来会有之候咎ニ御座候、

廿八日

一、当役称名寺、右願之趣ニ付、愈今朝出立被致候、夜前方降続、扱々御苦勞之義与存仕事ニ候、

一、今日御吊後、当役称名寺殿上京、御留主ニ付、助役勸帰寺殿御眞影并頭如上人御影、且又御書式通改メ相渡し申候、則下拙御隣寺へ參し、髓ニ見届申候、則余間白壇上しきしき、御長持被為置候様子、髓ニ見届候、右者当役称名寺殿留主故、其間御預り之趣ニ而御座候、且称名寺殿方之御見送り者金平屋清右衛門等、且御隣門前迄朝倉屋伝七・湯屋五郎兵衛、最老人草履ニ而、眞影御出迎申上候、則其御三谷村次兵衛も其砌門前ニ罷在候、各上下ニ而御出向ひ之事ニ候、

廿九日

一、日之内者別条無之、暮六頃方以之外之雨風ニ而、夜ニ入候而余程成ル初雷、唯一ツ聞へ申候、其外相替義一向無之候、

二月朔日

一、越中古国府勝興寺殿、今日金谷御居所へ御引移之由、鏡磨越中水見之者之よしニ而、咄申候与承申候、

一、御用筋ニ付、御相談申度義御座候間、来月三日四ツ時、拙寺へ御集会可被成候、尤兼而御寺役等御指除置、当日無間違御越可被成候、

御肝煎講中も罷出申趣ニ御座候間、兼日以廻紙得御意候、当役称名寺殿御用ニ付上京故、拙僧方如此御座候、以上、

助役

丑正月廿八日

勤婦寺印

本蓮寺様

本光寺様

本覚寺様

勝光寺様

右之廻状、七ツ半頃本覚寺方到来、則隣院殿へ相返シ申候、使僧素計、

二日

一、気色は大體ニ而御座候、一向相替事無之候、

三日

一、隣院殿御一家越前(米越)米秋西光寺殿、前ニ記置一品ニ付、金津郡代方御差扣之義被申聞、其通御差扣被成候よし、風聞有之候、

一、江沼郡日末村へ寄鯨有之候故、当所方追々承次第見物ニ参候よし、朝倉屋伝七咄ニ承申候、

一、今日五頃方、先達而助役勤婦寺殿御廻状之通り、御役仲間并御肝煎講中之内式拾八人来集有之、能美一郡を六ツ二分、御役仲間夫々可相廻よし、示談決定仕候、

一、御役仲間御来会之砌、在京当役称名寺殿へ、当郡当三月御講之砌、格別之御使僧御差下シ有之様ニ、御願之趣ニ付上京、其催促状、則御役仲間方被遣候文体如左、

一筆致啓上候、先以御門跡様御機嫌克被成御座、恐悦奉存候、誠先頃御発足之砌者荒も強、尚更御苦勞千万ニ奉存候、併御道中無御障御上着可被成与奉存候、然者今般御真影御肝煎講中方願之趣被仰上候哉、嚙御心勞而已与致遠察候、併今度講中方願之意趣者、兼而御聞之通り以来不相替、御肝煎も申上度心底、且当三月御講之砌、格別之御使僧御差向有之候ハ、御真影益御繁栄ニ可被為有、随而懇

志等も増益可有之候得者、是非今度者当郡格別之御使僧御差向被下度与之趣、委曲者御存知之通之事ニ候得者、今度之願御開届無之而者、畢竟者御本山表之御為ニも不可然様ニ奉存候間、何分願之通り是非ニ不被仰付候而者、難成義ニ御座候間、押立御願可然奉存候、

尤此度願之趣ニ付、能美一郡今更左様之格別御使僧与申義者、難被為成杯、万一御評義等有之候共、今般共格別ニ申上候義者、近年次

第二懇志等薄ク相成候而、畢竟御本山表之御為ニも相成不申趣故、一統氣之毒ニ奉存候、此等之趣委ク被仰合御尤ニ奉存候、尚又御聞届有之候ハ、御差向之御使僧方も御肝煎講中へ御頼被思召候趣、

演説候ハ、格別之入情之義も同ク者難有相運可申候間、何分御心勞、今度願之一通り者、押立御願可被成候、尤此度願之筋ハ、畢竟者御本山表之御為ニ成申義ニ候得者、強而御願候共、苦ケ間布義与奉存候間、御聞届無之候共、幾重ニも御願之義、乍御心勞御頼申候、

尤御手拔ケ者有之間敷候得共、御定式等迄も、是以来嚴重ニ被仰渡候様ニ、押立御願肝要ニ奉存候、右申進度如此御座候、以上、

二月三日

本蓮寺印  
勤婦寺印  
本光寺印  
本覚寺印  
勝光寺印

在京当役  
称名寺様

追啓申進候、御定式之義、別紙草案進候間、此通り御願御書立御持參可被成候、御頼申上候、

但シ右者、草案拙僧、入筆本蓮寺殿也、此文体ニ相決申候、一、当郡御役仲間六人へ六ツ分候処、自分へ者犬丸組一組、釜清水半組当り候、其上称名寺殿廻口之内土室組・手取川向拾式ケ村、上京留主故当り申候、残り称名寺殿廻口之分者、隣院殿御廻ニ而御座候、



四日

一、隣院殿御出二而、御本山方可被下置御定式之草案抔調罷在候処、御肝煎講中右御役仲間廻在之砌、十村初メ在々役人へ御講中等頼ミ之口上書草案渡置候、本紙指越申候、如左、

今般当郡一統廻在之趣者、第一御真影御取持之義相改候二付、於当村も肝煎を初メ講中御頼ミ之事二候、就夫近年郡中及難洪候故、不懇志ニ相成、乍恐背本意候、依之、以来右講中右三季御冥加等も志次第無滞様ニ、上納有之候様ニ宜布頼入存候事、

一、毎年八月当役右御秋勤有之候間、何二而も志次第可被指上候事、

一、御真影御長持等御修覆有之候間、是又志次第指上可被申事、

二月

但シ相廻候村々者、御真影之義ニ付而者、永代之廻口与可相心得候、

一、廻在之節相伴候御肝煎講中方可申口上書如左、

今般御頼之筋者、当郡御真影付御肝煎講中一ヶ村二或三人、大村ならハ四五人、新ニ御頼被成候、依之村方肝煎、或道場、又ハ頭立之方二而も、御立テ御極候様ニ致度候、尤於小松も四拾六人御肝煎相定申候、右之義第一御頼之事、

一、御真影被為入候御長持・御道具等損シ居申二付、此度御修覆被仰付候間、御志之人々分限相応ニ励候様ニ御頼、尤右御奉加銀者、只今二而も、又者御影様附御肝煎講中の方へ成共、近々之内上り候様ニ御頼之事、

一、御影様報恩講、則当役相勤り候節、村々参詣候様仕度、各被申合参詣御頼之事、

一、苧綿初尾、或者講中御講前銭ニ不限、志銀等ニ御本山上納銀之分ハ、是まで直ニ指上候共、向後者御影様付、小松御肝煎講中の方へ取集メ候様ニ仕度候、尤御受取御印之義ハ、当役右御渡可被成候間、五錢三銭ニかきらす志を励候様ニ御頼之事、

一、毎月十五日・廿日・廿五日、此三ヶ日者、町在之寺庵方ニ御講御勤之筈ニ候、尤道場・俗家ニかきらす、御影様御招請候様ニ有之候ハ、弥増御繁栄ニ可被為成候間、是又御頼之事、

一、御影様報恩講之節、御料理草大根・牛蒡ニかきらす、志有之方者、御当役まで御上被成候様御頼之事、

一、当秋勤メ并御本山志銀等此度御廻口、御院家様付松任町新屋四郎右衛門・了助町新保屋利右衛門方へ迄出候様ニ御頼之事、

丑二月

小松御肝煎講中

右之通申遣候間、留置候、

一、能美郡十人之十村へ、先達而頼之書状遣候、文体如左、

一筆致啓達候、弥無御障可被成御暮、珍重ニ存候、然者兼而御存知之通、先年方被下置候御真影ニ付、万事宜布御取持御座候様致度存候、尤参着可申入候得共、夫迄者延引ニ相成候間、先紙面を以御頼申候、就夫去年中尚更相改メ候趣故、御郡村々ニおゐて御真影御取持講中相頼申度、仲間中相談之上を以、追付廻在致シ候、猶其節得御意、委曲仲間中方可被申述候、以上、

当役

称名寺在京

助役

勸婦寺印

二月五日

何村誰殿

此書状、十人別封ニして、暮合迄之内、村手代之方へ届呉候様ニ、隣院殿方頼被遣候、

五日

一、廻口之村々江参、演説等之趣ニ付、御申合之義有之、隣院殿へ本光寺殿・本覚寺殿候二御来集、本蓮寺殿者御寺役ニ御出故御不来、弊も参上致シ、京都へ御登セ之御手伝致シ罷在候、

一、越中五ヶ本覚寺殿門徒所ニおゐて、市十郎与而俗道場有之候、此

者者赤尾道宗之末孫ニ而御座候、此市十郎則道場之五尊を預居候、其堂ニ当て去年不思議成事御座候、其故者、去暮其堂ニ当て夜中大火のごとく火の光相見候ニ付、各々走集り候処、其様子一向ニ無之候、然レ翌朝村々之内方願事ニ参詣仕候処、於十字之間、則九十字兩幅堂ニ為掛候、其間夕ニ常ニ不見馴処之尊像、慥ニ為相見候、依之、参詣之人々不思議ニ思ひ与得見候処、正ク聖僧之御形ニ而、黄成御衣ニ珠数之玉白ク、フサ青ク為見候、各々奇異之思ひをなし、諸人触口、今以参詣夥敷事ニ御座候、何の尊像ニ候哉、其判談分明ニ仕度候間、御伴僧中之内成共、被遣可被下候よしニ而、門徒之内之者此間参候由、則本覚殿御咄ニ而承候、扱々神妙不思議ニ存候、一、去年金沢へ尾州とやら勸化僧罷越居候処、其同行ニ同伴致シ遊ニ出候処ニ、会所之様成日蓮宗之寺有、其所ニ而酒を吞罷在候処、其寺之住持出候故ニ、其同伴之町人住持へ酒ヲ進メ候而、取肴之魚肉を挾出し候処、我等宗旨者汚敷魚肉ヲ食する宗ニ而者無之候、動もすれハ一向宗者女犯肉食不禁、広キ宗旨与て不憚人前、扱々汚敷宗旨哉与諍申候得者、町人答ニ云ク、夫者宗旨之作法、貴僧ニ不限、日蓮宗者表ニ者賢善精進之相を刷ひ、密に乱ケ間布女犯肉食を不禁事、見聞不一、然者密成者頭ニ不勝哉、此魚肉を可食、此魚肉を不食して酒を吞事者、何レハ許したるぞ杯、互に悪口シ不止ニ、俗人の悲しきハ終ニ云負候得者、勝ニ乘り其同伴の尾州与やら之勸化僧ニ取付て、此争論分明にセよ云時ニ彼勸化僧者不面目故可帰と云時、彼住持弥勝ニ乘りて、此論分明ニセさる上者寸隙も不遣与申、然者分明ニ可致、袈裟衣を可着与申、其住持答テ、汚敷一向宗之坊主、袈裟衣着し可聞事なし、唯此論を分明ニ可致、殊ニ一向宗二者、募我宗誘他宗事説、蓮如之文杯二者、開山之言葉与而証文ケ間敷引と見るに、八万之法蔵を知る云とも後世を知らざる者を愚者とす杯といひ、又一切之男女たらん身者、弥陀之本願を信せずして者、ふつと助かると云事あるへからす杯といへる事、一向之虚言ヲ構る汚敷

宗旨哉、其宗ニ而信仰之坊主ニ対し、忝も袈裟を掛、衣を着する事なしと募るを、彼勸化僧答云、開山之聖人を初、蓮如上人之文杯者、一向ニ仏説ニなき事者不曰、其証文可聞ス、弥袈裟衣を着せよと強而申、其住持然者承ンと袈裟衣を着し出候処ニ、彼勸化僧申していハク、八万法蔵之文之言葉者、忝正法念経之文之意なり、又一切之男女たらん身者之文之言葉者、大無量寿経ニ説セ給へる、第十八願を開山之勸給へる意を演ル文なり、然者何も経摺有を何ソ虚言といふやと申候故ハ、彼日宗之僧又問云ク、蓮如之文ニいつれの法を信すといふとも、後生の助るといふこと、ゆめくあるへからす云ク、是広大之虚言を構る之随一の摺文也、然者何れ之仏法者後生之為二者不説哉、又仏之虚説なる哉与問ふ、彼勸化僧答云ク、汝か眼之暗き俣ニ仏説ヲ謗る浅間布哀ニ覚也、抑蓮如上人之御文之イツレノ法ヲ信ストイフトモノ御言葉者、忝モ大集月蔵経之中ニ、五箇之五百年を説給へる其第五之百年ニ当ラ者、象機漸々ニ拙成聖道難修故、龍宮城ニ為隠給ひ、終ニ白法隠滞し給ふ、此事委曲彼経ニ説置給ふ、汝眼暗シ而此事を不知不成而已、仏法を誹謗する我慢之惡僧、袈裟衣之冥加不知大惡僧、先達而袈裟衣を着用させし者、今是を剥ンカ為也とて、立か、りて剥取しとなん、哀成有様見るニ悲き姿と成シ、夫方其僧之勸化益群集之参詣有之候由、則本覚寺殿咄ニ而御座候、口之虎害身、舌之劍絶命与行基菩薩之の給ひし、又車以三寸之輓而遊行千里之道、人者以三寸之舌而、破損五尺之身与慈覺大師之の給ひしも、実か、る事ならんと、今こそ分明ニ覚へられたり、扱々哀成事共、彼者日蓮一宗之面目、是者一宗之会稽之、嘸夥敷群集シ、今以評義区々ならん被察候、

六日

一、於金沢七ツ屋構舞台、永代芝居被仰付候ハ、永代御小屋者共を養可申由ニ而、願之程ニ相叶申候、就夫芝居之座本を初メ、仁蔵手下ニ相成申候様ニ与之御申渡シニ而御座候、是ニ而者芝居出来可仕

候哉、又不出来二候哉、難斗、併芝居建立之願者相叶濟候由、鶴来道場甚兵衛伴助右衛門咄申候、

七日

一、気色者大概宣布、其外相替義なし、

八日

一、古国府勝興寺殿、弥当朔日二金屋御殿へ御引移り二而候処、いまた法体二而、則袈裟衣御着用二而御座候、且村井又兵衛殿御迎二被出候処、先達而江戸参向之用意之装束二而、悉美々布事共二而御座候由、則其節浅井村清右衛門出府致シ見候旨、咄承候、

九日

一、於立像寺七半頃方、当所足輕仲間打寄、拍子有之候、其外差而別条無之候、

十日

一、差而相替候義無之候、気色ハ大概二而候得共、暮合方雨降、夜をこめて降候、

十一日

一、来月朔日方五日迄之内、福井殿浜廻有之候二付、昼者米脇西光寺殿二而御座候、泊り者三国浄土西光寺二而御座候、就夫魚肉等之料理有之候故、仏壇等迄茂不残打明ケ御宿二成候、此義者先方福井殿一代之内二者一度宛有之候よし、隣院殿御咄二而御座候、右之一卷者串茶間屋甚右衛門咄二承候、

一、越前柿原照嚴寺、当正月十五日、寺屋敷之下二空家有之候、於其傍二左義長打はやし候処、向村之十楽と申処方若者共多ク相寄混乱致候而、其空家も共二打破り申候故、申分三相成候よし、則茶間屋甚右衛門咄申候、

一、大聖持備後守殿当年公方西之御殿御普請被仰候、就夫大概之積見候処、凡拾万両位之御入用二而可有之哉之旨、取沙汰致候由、則隣院殿御咄承候、

一、前二記置候米脇親弑之義二付、則米脇西光寺殿被差扣候旨、金津郡代方申越候故、暫ながら西光寺殿差扣之様子風聞致候得とも、一向之虚言成旨、則米脇西光寺殿從僧隣院殿二而咄申候由、承候、

十二日

一、兼而御役仲間申合候郡御真影付、村々御肝煎講中頼之義二付、今日方廻在致候処、各々難有承知仕、講中之分者跡方追々相しらへ為知可申旨申聞候、扱々以之外之快天、存之外墓取申、喜悅不過之覚候、

十三日

一、前二記置候公方西之丸御普請之義、大聖持殿・大隅禪正殿兩人二而御座候、且大隅殿者西国之御旗本之内二而候由、橘屋重右衛門咄二而承候、且又其御普請二付大聖持殿方被仰出候者、江戸へ普請御用等二参度望之者有之候ハ、老人半扶持二青銅九拾文宛被下候間、望之人々者書出可申旨被仰付候由茂、右之人咄候、

一、旧冬紀州殿方三ツ井へ式拾万五千兩御用金被仰付候故、旧獵者餅

掴も挽不申、猶更当春棚下シ之祝杯不仕候由、笠屋弥右衛門咄申候、

十四日

一、気色者快晴二而候、差而相替義者無之候、

十五日

一、差而別条無之候、九ツ過方者以之外之風雨頻二而御座候、外二替ル事一向二無之候、

十六日

一、京都西陣以之外困窮付、御小屋願申候よし、京都方書状二申遣候旨、北市屋九右衛門咄二承候、

一、越前米脇親殺之者、御国法之通二相成候よし、尚又其外余程之刑被罰、十四日二有之候よし、橘屋重右衛門咄二承申候、

一、能州松波松岡寺二長野田道二逢、久々二而对面、小松へ年賀二被

參候由二而、暫之内ニ寺井村ニ而越年之旨被咄候、漸ク一僕ニ而御座候、

一、手取川余程之雪解水ニ而、昨日大聖持殿荷物四拾駄余參候得共、不殘湊村ニ相止り、今朝迄川越シ不仕よし、且追々荷物等參候とも、遣シ不申様ニ与之湊村方小松へ之早飛脚、早朝ニ參ル由、梯川渡守共咄申候、何様左様ニも候哉、廻在致見受候處、在々之川々余程之水ニ而御座候、

十七日

一、先達て書記置候公方西丸御普請之事、此義ニ付、大聖持殿凡拾万兩程之入用之様子申候得共、先ニ承候得者、西国之御旗本大隅彈正殿本役ニ而、大聖持殿者横目役之義、儲成事ニ咄承候、且大聖持殿就夫人用金者七千兩ニ而御座候處、郡中御用聞四人へ四千四百兩、江沼郡中与して八百兩、大聖持町中へ千八百兩ニ而御座候、且郡方御用聞四人へ四千四百兩之内、百兩宛者、当五月迄ニ御返済可有之旨、取沙汰致候、

十八日

一、於本折長円寺、下野国前橋妙安寺殿靈宝弘通有之、參詣數多有之候よし、能美屋孫兵衛咄、則參詣致候旨、帰ニ立寄、右之趣咄ニ而承候、

十九日

一、手取川之辺山田村口与申處、頃日之雪解水ニ六七間程切込候よし、白江屋徳兵衛咄ニ承候、

二十日

一、今日者本龍寺御講当日ニ候處、無摺所有之候ニ付、隣院殿ニ相勤候、此外相替義者一向ニ無之候、

廿一日

一、郡御影之義ニ付廻在、今日者釜清水組へ參候、則吉谷村重右衛門方ニ止宿致候、

一、当寺門徒於大聖持取手文左衛門与申者、此人昇進致、足輕ニ被仰付候、仍而改名致し、黒田清左衛門与申候、則寺請取ニ參、割場宛ニ致、遣申候、

廿二日

一、聖徳太子千百五拾年忌ニ付、当御本山ニも一昼夜御執行被遊之由、隣院殿御咄ニ付、於当寺も余間ニ權別檀通夜、昼ニ引、称名毎晨朝同断、日中小經念仏三重・掛和贊、御花束・御仏供勿論事ニ候間、左様ニ相勤可申由申付、相勤申候、

一、越中古国府勝興寺御事、御様子有之、御帰俗之儀御願被成候處、御願之通就被仰出候、今般御引取被成、前田時次郎殿与被称候、是以後殿付ニ唱可申候、此段一統可被申聞旨、被仰出候事、

右之趣、頭支配人等江被申談、組等之内才許有之面々者、其支配江も申聞候様ニ可被申談事、

別紙之通可申談旨、御用番安房守殿被仰聞候條、御承知被成、御聞役御伝達、御支配御申談可被成候、以上、

二月朔日

御横目

寺社御奉行衆中

別紙兩通之趣、被得其意、夫々可被申渡候、尤門前之輩江も不相洩様ニ、是又被申渡、先々被相廻、落着方可被相返候、以上、

二月四日

伊藤内膳

本蓮寺

別紙三通之趣、被得其意、組合之寺庵等江も、夫々不相洩様被申渡、先々被相廻、落着方可被相返候、以上、

二月廿日

本蓮寺

勝光寺

同廿二日ニ組合寺庵へ相触出候、

廿三日

一、御真影之義ニ付廻在、称名寺殿当り手取川之北廻り済シ、橋村与

申処江参候処、飛脚仁助参着、愚姉平産、新発意出生之案内、大悦致、早速御用相済シ、暮六ツ半頃帰寺致候、

廿四日

一、聖徳太子御遠忌ニ付、舟ニ而日末聖徳寺へ参ル旨ニ而出候処、男子吉人産落たる儘ニ而、川筋ニ流居候を見届申候、且又先頃竜助町之内上町辺見世下ニ、小童之腕軒ニつりさけ有之候よし承候而申候、右川流レ者廿二日之事ニ而候而、安藤喜樂咄ニ承候、奇快之事共ニ而御座候、

廿五日

一、在京称名寺殿方、先達而講中左願之通、当郡格別之御使僧御差向有之候様ニ与之願之趣、龜々願之通可被仰付与之書面十九日出、則到来、隣院殿御持参、披見致候、

廿六日

一、拙寺旦那中野村三郎右衛門弟致病死候ニ付、及案内候、御伴僧之内御参詣被下候様ニ、被仰付可被下候、乍御苦惱願上申候、以上、

二月廿六日

浄誓寺印

勝光寺様

御台所

右之通書面を以申遣候ニ付、参詣致候様ニ、番之僧へ申付候、

廿七日

一、金沢卯辰慈雲寺ニ罷在候浅井村安兵衛病死ニ付、則金沢木ノ新保遠田屋長兵衛方より助右衛門与申者飛脚ニ遣、法名呉候様ニ申遣候間、則法名新ニ相調へ親了と名ケ、法名遣申候、

一、於大聖持当寺門徒御長柄之伝藏与申者有之候、頃日足輕ニ被仰付、改名仕、山岸伝藏与相改メ申候ニ付、宗門寺請取ニ参候処、留主故、四五日之内ニ、印紙壹枚井波屋藤八方迄出シ呉候様ニ申置候、一、当寺ニ而法体致候順教与申道心、近々上京仕度候間、往還并寺請証文呉候様ニ申置候、

廿八日

一、道心者上京等之砌者、肝煎・組頭・一家之者共方、左之如ク口上書を取候上、往来状可出事、

口上書を以奉願候

一、当村何右衛門儀、先達而相願御剃刀頂戴仕、法名何与被下置、難在奉存候、今般御旧跡御札申度願候ニ付、御寺方往来状御指出被下候様ニ奉願候、右之者ニ付、公儀表御構無御座候、万一於何方いケ様之義出来仕候共、私共罷出、急度相誘、御苦勞懸申間敷候、為後日証文指上申所如件、

年号月日

何郡何村道場

誰印

肝煎

組合頭

一家

何寺御内 誰殿

右之通り相調差出候上、往来状可出事、往来状書様、

覚

一、浄土真宗 何国何郡何所 誰

右当寺檀那紛無之候、今度祖師聖人廿四輩御旧跡致巡拜度願申ニ付、承届候、右之者何方ニ而相果候共、不及案内可被有御葬候、為其証状如件、

年号月日

加賀国能美郡小松 何寺

諸国所々御役人中

右之二品、隣院殿方写申候、

一、当郡今年方格別之御使僧御差向被下候様ニ与之願ニ、当役称名寺殿上京願上候処、願之通被仰付、則今七ツ頃無事ニ帰寺被有候、先々珍重之儀被存候、其外委曲咄共承置申候得共、筆紙ニ難尽故、書記不申候、

一、若林藏人弟上田織部、当正月十五日御家老ニ被仰付候、只今迄之



御家老飯田大膳者、隠居被願候、

廿九日

一、八尾大信寺殿二而、祖師聖人五百週忌大御法事、三月廿一日より廿八日迄御執行有之候二付、則御門跡様御成り、楽行道有之、樂器等御本山方不残御下シ有之候事、称名寺殿御咄御座候、是も近所二大念仏紫衣之寺有之候故、嚴重之御執行二而御座候由、

一、御本山御納戸奉行、是迄相勤被来候池尾伊織、町奉行被仰付候二付、替役富井勘左衛門与申者、只今御納戸奉行相勤罷在候、

晦日

一、從御本山為横目粟津将曹与申者、金沢へ罷下り居申由、且又法中行状等委曲書上申候、其由者、能美郡去々年以來為任誓法義御示、澗法庵与申御使僧御指向二付、其取誘之一卷之内二、中途之斗又ハ自己之一了簡等も指加へ候而、上様之御存知無之事共も有之候哉之趣、且又御本山之御名前二而御奉加帳等を出候様成事共、御本山役人中之達聽候故歟、乱リケ間敷無之様二与之重而御示可有之趣に哉、右之横目罷下り居申候由、称名寺殿御咄ニ承候、就夫髓二間候処、中ニも澗法庵一了簡之我働二組シ候而、彼是引廻シ候方も有之よし承候、粟津将曹者、粟津主税舍弟粟津三左衛門弟之旨、則隣院殿御咄ニて御座候、

一、称名寺殿上京願之趣御聞届、且又能美郡へ被下置候御真影之義も、諸国御坊同事ニ相心得、是以来者弥尊敬可仕旨被仰出候、是も称名寺殿願書付之最初ニ、能美郡御真影之義者、先々方御坊同事ニ相心得罷在候趣二付、其御方拾人御肝煎講中於小松町有之与之発端二候処、役人中被相答候、其答ニ御真影御表、則頭如上人御染筆二而、能美郡式百式拾余村惣道場へ与之、御当所惣頭之御預有之候得ハ、自他之門徒を不論、奉尊敬へき証拠之為、惣之一字被為書候故、御真影之義、是迄諸国之御坊同事と相心得罷在候、且又難有之候、  
 国御講と申与者、相替り、惣之字之有之候故、右之通ニ心得、願書

之最初二右之通書置し候、相答候処、覆理候故、是以後者能美郡御坊与可相心得旨、御家司中方も被申聞候二付、同伴之同■行兩人も大坂御坊肝煎講中同事之御扱二而、則於御台所御酒、御吸物被仰付、御取肴五種、御納戸奉行杉浦帶刀相伴二而、難在仕合ニ而帰国致候、只今二而者、弥御坊同事ニ相成、珍重不過之、偏く称名寺殿之御働、仲間之趣趣契冥加候哉与、忝覚申候、右願之一通り之日記、委曲称名寺殿有之候間、入用之砌者可致悉借候、

一、今辰之刻方俄二仲間集会有之、右一件承、其上右格別御差向之御使僧、京都発足之日限、兼而為御知被下候得者、一郡へ触渡度候間、申進候之趣、御役仲間六ヶ寺連名ニ而、御家老・御納戸・集会所、右三ヶ所へ書状遣申候、且又右之趣二付、当所御肝煎講中方も納戸兼當ニ而書面指遣申候、扱々結構成事ニ相成候、

## 【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏兎記』 (明和六年一月・二月)

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

小西 洋子

人間社会環境研究科 客員研究員

若林 陵一

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田 智

### [Research Materials] Supplementary Note and Reproduction of Utoki in the Collection of the Shomyoji Temple in Komatsu

KONISHI Yoko

WAKABAYASHI Ryoichi

KURODA Satoshi

#### Abstract

Utoki, in the possession of the Shomyoji Temple in Komatsu, is a journal kept by Shuko on a daily basis during the year 1769. Shuko was the 11th chief priest of the Shokoji Temple in Komatsu.

The journal is famous for its historical content about Komatsu-jian-sodo. We will be introducing a new reprint of the entire text in several installments.

Komatsu-jian-sodo refers to a conflict over the possession of *Gunchu-goei* by temples and Buddhist supporters of the Jodo Shinshu sect of Nomi-gun, who rioted in 1770 as a result of the conflict.

*Gunchu-goei* is a pair of portraits of Shinran and Kennyo. The work was given to Nomi-gun in 1595 and held by the following temples in a year-long rotation in the Edo period: Honrenji, Hongakuji, Kankiji, Honkoji, Shokoji, and Shomyoji temples of Komatsu-machi.

However, the Honrenji Temple and Juho-an, a messenger of the Honganji Temple, insisted that *Gunchu-goei* should be transferred to Kanazawa Gobo.

Nomi-gun, in strong opposition to the transfer, descended on Komatsu-machi with arms and destroyed the Honrenji Temple and others. To hold *Gunchu-goei* was grounds for claiming that Nomi-gun was directly affiliated with the Honganji Temple. To be without *Gunchu-goei* would lead to a position below that of Kanazawa Gobo.

Utoki is a record written by a person involved in the riot, and it has not been analyzed sufficiently.

The journal contains not only important information about the Jodo Shin sect of Buddhism in the Edo period but also various stories that Shuko heard that should capture the interest of researchers. We hope that many researchers will use our reprint to deepen discussions.

#### Keyword

Komatsu-jian-sodo (turmoil among temples in Komatsu), *Gunchu-goei* (a pair of portraits held in Nomi-gun), Nomi-gun, early modern Jodo Shinshu sect